物部川・仁淀川総合水防演習

地元消防団をはじめとする幅広い防災関係機関が協力し、物部川・仁淀川総合水防演習を開催します。 ※入場無料

■日時　5月13日（日）9時～正午
※雨天決行（ただし洪水時は中止）

■場所　物部川橋下流右岸河川敷

■内容　水防工法・人命救助訓練・ライフライン復旧・防災体験コーナー等

■問い合わせ先
国土交通省四国地方整備局
高知河川国道事務所調査課
☎088−833−0111

緊急速報メールを使った訓練も

『緊急速報メールの周知』と『水防意識の向上』を目的として、緊急速報メール訓練も同じ日に実施します。 10時15分頃

なお、受信に際して実際に避難行動をしていただく必要はありません。

※緊急速報メールは、配信対象地域の携帯電話、スマートフォンに強制的に配信され、メッセージとともに警告音（チャイム音）が鳴ります。

補助・助成

高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期予防接種は、今までにこのワクチンを接種したことのない65歳以上の方を対象に、平成26年度から平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。対象者は、その年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳に達する方です。

※平成30年度の対象者には、すでに個別のご案内をしています。

また、次に該当する方で、今までにこのワクチン接種を受けていない方は、定期接種を受けることができます。お問い合わせください。

◆60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害のある方

【問い合わせ先】
健康介護支援課親子すこやか班 ☎52・9281

農業の次世代を担う人材を応援します

農業次世代人材投資事業として、就農直後の経営を支援するため、資金を交付する事業があります。

【資金額】 年間最大150万円

【期間】 最長5年間

【対象】 平成25年4月以降に独立・自営就農した方で、農林水産省の定める『人・農地プラン』に位置づけられている原則45歳未満の方

※その他要件あり。要問い合わせ。

【問い合わせ・申込先】
農林課 ☎53・1062

ひとり親家庭医療費助成

18歳までの子どもがいるひとり親家庭や、両親のいない子どもとその養育者の医療費のうち、保険診療の自己負担分を申請があった月の翌月から助成します。

【対象】
所得税が非課税の世帯（平成22年度税制改正の扶養控除等廃止前の計算による旧税額で判定）

【申請方法】 次のものを持参し、申請してください。

①子どもとひとり親（養育者）の健康保険証
②認印
③所得・課税証明（住民票が平成30年1月1日現在香美市にない場合）

※ひとり親家庭医療の受給者資格は毎年6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は所得判定による資格の更新が必要ですので、6月中に①～③を持参し、更新の手続きを行ってください。

【問い合わせ・申請先】
市民保険課保険班
☎53・3115
香北支所☎59・2311
物部支所☎58・3111

住宅改造支援事業

高齢者向けの住宅改造に対し、補助を行います。要介護認定を受けていない一般高齢者の方も対象です。

【対象世帯】 前年の所得税額が30万円未満で県税の滞納がなく、65歳以上の高齢者のみで居住している世帯

【対象工事】 手すりの取り付け・段差解消

【補助率】 補助率3分の2（上限4万円）

※生活保護世帯は補助率100％（上限6万円）

【問い合わせ・申込先】
健康介護支援課社会長寿班
☎52・9280

障害者福祉医療費の助成制度

この制度は、重度心身障害児（者）の方の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、保険診療の自己負担分を助成する制度です。

【対象】

◆重度心身障害児(者)の方

・身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方
・療育手帳のA1またはA2をお持ちの方
・18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級または4級を持ち、療育手帳のB1をお持ちの方

◆所得制限等

65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに手帳の交付を受けた方は、住民税非課税世帯の方のみが対象。

※65歳未満の方、または65歳以上で平成15年9月30日以前に対象となる級の手帳の交付を受けた方は所得制限はありません。

【申請方法】 次の①～③を持参し、窓口で申請。

①身体障害者手帳または療育手帳
②健康保険証
③認印

※現在1年ごとに更新の対象の方は、6月末で有効期限が切れます。引き続き助成を希望する方は、所得判定による資格の更新を行います。6月中に①～③を持参し手続きをしてください。

【問い合わせ・申請先】
市民保険課保険班
☎53・3115
香北支所☎59・2311
物部支所☎58・3111

その他

上下水道の経営戦略

香美市の上下水道事業を安定的かつ持続可能な経営とするために、今後10年間の経営の方向性を示す**経営戦略**を策定しました。

今後は必要に応じて見直しをしながら、安心安全な水道水と快適な住環境の提供を目指して取り組みます。

※詳しくは香美市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】 環境上下水道課 ☎53・3110

工業統計調査にご協力を

工業統計調査は、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

※調査票の内容は統計作成の目的以外には絶対に使用しません。

【対象】 従業者4人以上の全ての製造事業所

【問い合わせ先】
企画財政課☎53・3114

南海地震に備えよう！

家具転倒防止金具の購入・取付補助

◆購入補助

補助率　2分の1（上限1万円）
申込期限　平成31年3月29日（金）

◆取付補助

補助内容
市が無償で作業員を派遣 **※1世帯5台まで**
申込期限
平成31年3月15日（金）

災害用トイレ等の購入費補助

災害時に使用する持ち運びが可能な簡易トイレおよび汚物処理に必要な資材の購入費を補助します。

補助率　2分の1（上限1万5千円）
申込期限　平成31年3月29日（金）

木造住宅の耐震診断・改修補助

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（2階建て以下）の耐震診断と、改修設計費用・改修費用の補助を行います。

◆耐震診断

申請者　対象住宅の所有者
診断費用　無料
申込期限　平成31年1月8日（火）

◆改修設計費補助

補助率　3分の2（上限20万5千円）
申込期限　平成31年1月31日（木）

◆改修費補助

補助率　100％（上限150万円）
申込期限　平成31年1月31日（木）

※非木造住宅についても補助があります。

ブロック塀の撤去・改修補助

避難路に面したブロック塀などで、地震等により倒壊する恐れのある塀の撤去、または安全な塀への改修費用を補助します。

※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。

補助率　100％（上限20万5千円）
申込期限　平成31年1月31日（木）

老朽住宅の撤去費用補助

地震等により倒壊し、被害を及ぼす恐れのある、住宅密集地または避難路に面する老朽住宅の撤去費用を補助します。

※現地調査を行いますので、事前にご相談ください。

補助率　10分の8（上限164万5千円）
申込期限　平成31年1月31日（木）

※いずれの事業も予算に達し次第、締め切り。申請書はHPからダウンロードできます。

問い合わせ・申込先
防災対策課　☎52−8008